

潮来市告示第 59 号
告示 令和 8 年 4 月 2 日から 期間 令和 8 年 4 月 30 日まで

(法第 11 条公告)
潮来市告示第 59 号

潮来農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告するものとする。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して異議があるときは、令和 8 年 4 月 30 日（木）（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 4 月 2 日

潮来市長 原 浩道

1 潮来農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 8 年 4 月 2 日（木）から 令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

(2) 縦覧場所

潮来市役所 環境経済部 農政課 潮来市辻 626 番地

2 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先 潮来市役所 環境経済部 農政課

(2) 提出方法 個人の場合にあつては、住所、氏名を、
法人の場合にあつては、法人名、代表者名、法人の所在地を記載する。

(3) 提出期限 令和 8 年 4 月 30 日（木）まで

3 異議の申出について

(1) 異議の申出先 潮来市役所 環境経済部 農政課

(2) 申出方法 異議申出人は氏名及び年齢又は名称並びに住所を記載した書面に押印し提出する。

(3) 申出期限 令和 8 年 5 月 15 日（金）まで